

厚生労働省 殿

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会

《日本橋事務所》

東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル3階

《名古屋事務所》

愛知県名古屋市西区名駅2-25-3 ハイネスト浜島2階A

電話：050-5812-0552

代表理事 山本 高敬

保険局長 草刈 康徳

社会保険診療報酬支払基金等における同意医師への審査について 厚生労働省通知等に沿った差異が生じない適正な解釈の周知に関する陳情書

平素より保険医療取扱いへの高揚発展に格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費取扱い要件について、厚生労働省がその取扱いに差異が生じないように、取扱い指針としての支給基準等を通知等により定めております。

社会保険診療報酬支払基金等におかれましても、厚生労働省通知等に沿った適切な取扱いを行っていただきますよう、関係各所への周知徹底が図られることを要望いたします。

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」による審査支払機関の機能の強化（社会保険診療報酬支払基金法の改正、国民健康保険法の改正）に伴い、国民（患者）を代表して、下記の件につきまして何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【陳情項目】

1、はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費

保険医療養担当規則第17条「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない」について、適正な解釈の周知を要望します。

2、はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費

医師の医療先行が必要でないこと等、厚生労働省通知等の周知を要望します。

別紙参照

以上

【陳情の趣旨】

1、はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費

保険医療養担当規則第17条「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない」について、適正な解釈の周知を要望します。

【陳情の理由】

はり・きゅう あん摩マッサージ指圧

- 平成16年10月1日「保医発1001002号」

「はり・きゅう(あんま・マッサージ)の施術に係る診断書の交付を患者から医師に求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたいこと」

はり・きゅう あん摩マッサージ指圧

- 平成24年2月13日の「事務連絡」

(問 9) 整形外科医以外の医師の同意書は有効か。また、歯科医師の同意書は有効か。

(答) 「同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師とすること。」とされており、整形外科医に限定したものではなく、現に治療を受けている医師から得ることを原則としている。なお、歯科医師の同意書は認められない。」

(問18) 保険医療養担当規則第17条で、「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。」とは具体的にどのような事を指し示すのか。

(答) 「医師が専門外である事を理由に診察を行わずに同意を行なう、いわゆる無診察同意を禁じたものである。医師の診察の上で適切に同意書の交付を行う事が求められる。」

(問20) 同意を行った医師は施術結果に対して責任を負うものか。

(答) 「同意した医師は施術に対する同意を行うものであり、施術結果に対して責任を負うものではない。」

- 保険診療の理解のために【医科】(平成30年度)

IV 保険医療機関及び保険医療養担当規則について (いわゆる「療担」、「療養担当規則」)

(7) 施術の同意(第17条) 患者があん摩・マッサージ、はり及びきゅうの施術を受ける際には医師の同意が必要となるが、患者の疾病又は負傷が自己の専門外であることを理由に診察を行わずに同意を与える、いわゆる無診察同意を行ってはならない。医師の診察の上で適切に同意書の交付を行うことが求められる。

はり・きゅう

- 平成29年2月28日「事務連絡」

(問8)(答) 抜粋

鍼灸の施術に係る医師の同意は、鍼灸の施術の適否や必要性について同意するものではないことに留意し…。

はり・きゅう あん摩マッサージ指圧

- 平成30年6月20日「保医発0620第1号」
- 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

【同意書裏面】 (抜粋)

4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅう（あん摩マッサージ指圧）の施術結果に対して責任を負うものではありません。

また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略) 同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。

「社会保険診療報酬支払基金」「国保連合会」におかれましても、その取扱いにおいて差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を国が通知等により定めているところであり、その趣旨をご理解いただいた上で、通知等に沿った適正な解釈の周知をお願い申し上げます。

「医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念（支払基金・国保連共通）」の創設にあたり、国民（患者）が不利益をこうむらないよう、同意書交付に対する見解や解釈の相違を招き医師が同意書発行を拒否することの無い、審査結果の不合理的な差異の解消を強く要望します。

【陳情の趣旨】

1、はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費

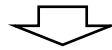
医師の医療先行が必要でないこと等、厚生労働省通知等の周知を要望します。

【陳情の理由】

はり・きゅう

- ◆ 昭和42年9月18日「保発第32号」（抜粋） **平成30年10月1日廃止**

「はり及びきゅうに係わる施術の療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって、医師による適当な手段のないものであり、主として神経痛、リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められるものに限り支給の対象とすること。
なお、類症疾患とは、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患をいう。」



はり・きゅう

- 平成30年6月20日「保医発0620第1号」
- 平成30年6月20日「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

「療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものであり、主として神経痛・リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病（頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患）に限り支給の対象とすること。」

はり・きゅう

- ◆ 昭和46年4月1日「保険発第28号」（抜粋） **平成16年10月1日廃止**

「通知でいう「医師による適当な治療手段のないもの」とは、保険医療機関における療養の給付を受けても所期の効果の得られなかったもの、又はいままで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断された場合等をいうものであること。」

>平成9年12月1日「保険発第150号」通知までは医療先行が必要とされていました。

はり・きゅう

- ◆ 平成9年12月1日「保険発第150号」 **平成16年10月1日廃止**

「なお、通知に示された対象疾患について保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、本要件を満たしているものとして療養費の支給対象として差し支えないこと」

>「保険発第150号」により医師の医療先行が撤廃されました。

>「保険発第150号」は平成16年10月1日廃止されましたが、現行通知でも医師の医療先行は撤廃されています。

はり・きゅう

- 平成16年10月1日「保医発1001002号」
- 平成30年6月20日「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

「保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないこと」

- 保険診療の理解のために【医科】（平成30年度）
 - V 医科診療報酬点数に関する留意事項 4 医学管理等
 - ⑦ 療養費同意書交付料

ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は医師による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされている

- 平成24年2月13日の「事務連絡」

はり・きゅう

(問 2) 初診の診察のみで発行された6疾病（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症）の同意書の場合、療養費の支給対象としてよいか。

(答) 「6疾病については、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適当な手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えない」

はり・きゅう

(問19) 鍼灸の同意は保険医療機関での一定期間の治療を行った後になされるべきものか。

(答) 「医師の適切な診断を受け同意を受けたものであれば、治療の先行が条件とはならない」

あん摩マッサージ指圧

(問19) マッサージの同意は保険医療機関での一定期間の治療を行った後になされるべきものか。

(答) 「医師の適切な診断を受け同意を受けたものであれば、治療の先行が条件とはならない」

はり・きゅう

- 平成29年2月28日「事務連絡」

(問8) (答) 抜粋

6疾病については、その傷病名から慢性的な疼痛を主症とすることが明らかであり、かつ施術による効果が期待できる疾病であることから、保険医より同意書の交付を受けて行われた施術であれば、医師による適当な治療手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えないこととされている。

なお、6疾病以外の疾病・6疾病ともに、治療の先行（一定期間の治療の有無）については、要件とされていないところである。

はり・きゅう あん摩マッサージ指圧

- 平成30年6月20日「保医発0620第1号」
- 平成30年6月20日「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」

【同意書の裏面】(抜粋)

4 なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。

「社会保険診療報酬支払基金」「国保連合会」におかれましても、その取扱いにおいて差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を国が通知等により定めているところであり、その趣旨をご理解いただいた上で、通知等に沿った適正な解釈の周知をお願い申し上げます。

「医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念（支払基金・国保連共通）」の創設にあたり、国民（患者）が不利益をこうむらないよう、同意書交付に対する見解や解釈の相違を招き医師が同意書発行を拒否することの無い、審査結果の不合理的な差異の解消を強く要望します。

以上